

訪問リハビリテーション重要事項説明書

1 訪問リハビリテーションの目的

生協法人・酒田健康生活協同組合が開設する健生ふれあいクリニック（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士および作業療法士が通所困難な要介護者等に対して、残存する機能を最大限に生かして日常生活を営むことができるように、機能の維持・回復を図ることを目的とする。

2 法人概要

- 法人名称 : 酒田健康生活協同組合
- 法人所有地 : 山形県酒田市泉町1番地16
- 代表番号 : 0234-33-6333
- 理事長氏名 : 松本 弘道
- 実施サービス : 訪問リハビリテーション（健生ふれあいクリニック）
訪問介護（ヘルパーステーションにしの）
短期入所生活介護（在宅介護支援施設にじの輪）
通所介護（健生ふれあいクリニック通所介護）
通所リハビリテーション（健生ふれあいクリニック）
居宅療養管理指導（健生ふれあいクリニック）
居宅介護支援（にじの輪）

3 居宅サービスを提供する事業所（以下「サービス事業所」とする）

■ サービス事業所の概要

サービス事業所の名称 所在地 電話番号等	〒998-0018 酒田市泉町1番地16 健生ふれあいクリニック Tel 0234-33-6333 Fax 0234-34-1690
指定事業所番号	0610812067
実施サービス	訪問リハビリテーション
サービス提供地域	酒田市（但し旧松山・八幡町を除く）・遊佐町
備考	

■ 職員体制

	常勤	非常勤	計	資格等
管理者（医師）	1人	人	1人	
理学療法士	5人	人	5人	
作業療法士	1人	人	1人	

■ 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8時30分～午後 5時30分 (月～金曜日)
休業日	祝祭日、5月20日、8月13・14日 12月30日～1月3日

4 利用料金

■ 基本料金

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険から介護保険負担割合証に定める割合により支給され、自己負担額も介護保険負担割合証に定める割合の負担となります。(表中の金額は介護保険負担割合証が1割負担の場合です)

	要介護 1～5	要支援 1・2
訪問リハビリテーション費	308円／回	298円／回
サービス提供体制強化加算	6円／回	6円／回
短期集中リハビリテーション実施加算 (退所日または認定日から3ヶ月以内)	200円／日	200円／日
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213円／月	
事業所の医師が利用者等に説明し、同意を得た場合	270円／月	

◎ 1回のリハビリは20分が基本です。

保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、一旦全額を負担していただき、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市町村窓口に提出すると、介護保険負担割合証に応じて払い戻しを受けられます。

5 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

①サービス事業所 別紙参照

②その他

その他の相談・苦情受付窓口としては、下記の窓口がございます。

- 市町村の相談・苦情受付窓口 (酒田市: 0234-26-5732・遊佐町: 0234-72-5884)
- 国民健康保険団体連合会の苦情受付窓口 (0237-87-8006)

以 上

令和 年 月 日

説明担当者: _____ (印)

利 用 者: _____ (印)

代 理 人: _____ (印)

※患者様の個人情報は関係者以外への提供は致しません。

患者様の承諾がある場合や、法令により認められる場合を除き、個人情報を関係者以外へ提供することはありません。